

「行政処分の公表」

下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

1 対象業者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社鈴木産業

(2) 主たる事務所の所在地

宮城県柴田郡村田町大字沼辺字北寄井前17番地

2 行政処分を行った日

平成21年11月13日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号0401115209）の取消し

4 行政処分の根拠法令

法第14条の3の2第1項

5 行政処分の原因となった事実

株式会社鈴木産業は、自社の業務から生じた産業廃棄物を自社資材置場に搬入し、従業員に埋却させた。

この違反行為は情状が特に重いものであるから、同社は法第14条の3の2第1項第2号に該当するに至った。